

退職給付金の計算方法

1年以上在会した者が退会したときは、退職給付金が支給されます。

会員期間が、20年未満の場合は退職一時金を、20年以上の場合は退職一時金か退職年金、または組み合わせたものを選択して受け取ることができます。

【退職一時金の計算式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準給与月額} \\ \text{(退会時過去1年間の平均)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{乗 率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職一時金} \\ \hline \end{array}$$

【退職年金の計算式】

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準給与月額} \\ \text{(退会時過去1年間の平均)} \\ \hline \end{array} \times \text{乗率}}{\text{年金現価率}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職年金月額} \\ \hline \end{array}$$

- ・年金の支給期間は、5年間、10年間、15年間のいずれかです。
- ・年金と一時金を組み合わせる場合（「一部選択」といいます。）の選択の割合は、25%、50%、75%のいずれかです。
- ・年金の給付時期は、6月、9月、12月、3月です。
- ・退職年金を受けることができる会員または退職年金受給権者が死亡した場合は、遺族が遺族年金を受給することができます。

（注）乗率は、退会理由（自己都合退会、自己都合以外退会、職務起因退会）によって異なります。